

ＥＣＯうつのみや２１認定要領

（目 的）

第１条 この要領は、ＥＣＯうつのみや２１の認定（以下「認定」という。）の手続き等について、必要な事項を定める。

（申 請）

第２条 認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、ガイドラインの取組事項に基づくシステムを構築し、環境への取組を少なくとも３か月以上行った後、ＥＣＯうつのみや２１認定申請書（別記様式第１号）とガイドラインに沿って作成した様式一式（様式第１号から様式第１２号）、会社（事業）概要等（以下「申請書等」という。）により、ＥＣＯうつのみや２１認定委員会（以下「委員会」という。）に申請する。

（審査までの調整）

第３条 委員会は、前条の認定申請書を受理したときは、その申請者と協議の上、当該事業所内において、環境保全に対する取組が適切に実施されているかどうかの確認及び判定（以下「審査」という。）を行う期日の日程を調整し、決定する。

- ２ 前項の日程が決定されたときは、委員会はＥＣＯうつのみや２１認定委員会設置要綱第７条で選任した審査員の中から審査を実施する審査員を指定する。
- ３ 審査員の人数については、別表に定める。
- ４ 審査料については、審査員１人当たり１０，０００円（審査手数料９，０００円、事務費１，０００円）として別表に基づき算出する。

（審査の実施）

第４条 審査員は、第２条の申請書等を提出した事業所に出向き、審査を行う。

- ２ 審査は、代表者又はその他の環境管理を総括する者に対するインタビュー、書類確認及び現場確認により行う。
- ３ 書類確認の内容は、ＥＣＯうつのみや２１確認表（以下「確認表」という。）（別記様式第２号）に定めるとおりとする。
- ４ 審査員は、申請者の取組を前項の確認表と照合し、適合しているかどうかの確認を行う。
- ５ 審査員は、審査結果に基づいてＥＣＯうつのみや２１総括表（以下「総括表」という。）（別記様式第３号）を作成し、確認表とともに委員会に報告する。
- ６ 申請者は、審査のために必要なすべての情報を提供するものとする。
- ７ 申請者は、確認表において不適合と判定されたものについて、その是正方針等を作成し、委員会に報告する。
- ８ 審査員は、不適合が是正されているかを是正方針等で確認し、委員会へ報告する。

（認定証の交付等）

第５条 委員会は、前条第４項の審査の結果が、ＥＣＯうつのみや２１の基準に適合しているかどうかをＥＣＯうつのみや２１総合判定書（以下「判定書」という。）（別記様式第４号）を用いて判定する。

- ２ 委員会は、前項の規定によりその取組がＥＣＯうつのみや２１の基準に適合していると判定された申請者に対し、ＥＣＯうつのみや２１認定証（以下「認定証」という。）（別記様式第５号）を交付する。

- 3 委員会は、認定することが適当でないと判定された申請者に対し、判定書に理由を付して通知するものとする。
- 4 認定証の有効期間は、認定の日から2年とする。

(中間審査)

第6条 申請者は、認定を受けた後、年1回の中間審査を受審する。

- 2 中間審査の実施については、審査の実施の取扱いの例による。

(更新手続き)

第7条 認定証の更新を希望する場合の手続は、認定における取扱いの例による。

(認定の特例)

第8条 エコアクション2.1認証取得事業者に対する認定は、確認表に定める審査及び総合判定書による判定を行わずに認定証を交付することができる。

(機密保持)

第9条 委員会、審査員及び事務局は、申請者及び認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）の業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報について、その管理を適切に行うとともに、その機密を保持し、これらを第三者へ開示してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法的要請による場合は、申請者及び認定事業者へ事前に通知し、情報を開示することができる。
- 3 機密保持は認定期間終了後も継続する。

(その他)

第10条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月 日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

従業者数	業 種	
	サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所	製造業、建設業、廃棄物処理業、修理工場等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所
30人以下	1人日	2人日
31人以上 100人以下	1人日	2人日
101人以上	2人日以上	3人日以上